令和４年９月26日に
浜松市教育委員会が認定した
いじめの重大事態に対する再発防止策

浜松市教育委員会

１　再発防止策における基本的な考え方

（１）学校及び浜松市教育委員会は、今回の「浜松市いじめ問題第三者委員会」の答申における提言を真摯に受け止め、再発防止に向けた取組を進めていきます。

（２）学校及び浜松市教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」、「学校いじめ防止基本方針」に示された理念や内容を理解し、それらに則った対応を行っていきます。

（３）浜松市教育委員会は、所管する学校の取組を把握し、適切な指導・助言を継続的に行うことで、その実効性が確保されるよう支援します。

（４）学校は、校長の強力なリーダーシップの下、いじめ対応における実効性のある組織体制を整えます。

（５）学校及び浜松市教育委員会は、関係機関や家庭、地域と連携し、再発防止策が実施できるよう努めます。

（６）学校及び浜松市教育委員会は、再発防止の取組が実行されているかどうかを検証するための機会を設定し、ＰＤＣＡサイクルを機能させることで、その取組を振り返り、見直しを図ります。

２　再発防止に向けた提言を受けての取組の方向性再発防止策

１.学校に対して

（１）　学校いじめ防止基本方針を実効性あるものにすること

本事案発生時のＸ小基本方針には、「いじめの定義」「いじめの理解」「いじめの考え方」が示されているが、それらや「重大事態」の法的理解が十分進んでいなかった。＜略＞学校の基本方針を学校の教職員がきちんと理解することはもちろん、児童生徒や保護者、地域に丁寧に説明し、周知を図ること、そしてこの基本方針の下、法に基づくいじめ認知、いじめ対策委員会を中心とする組織的対応、そのためのいじめの理解や対応についての校内研修の充実について提案する。あわせて、いじめを受けた児童生徒はもちろん、いじめを行った児童生徒への組織的な支援についても提案する。 また、いじめ発見の手立ての一つであるいじめアンケートについては、市の基本方針に示されているように、どのくらいの頻度で行うか、記名式か無記名

式か、「いじめ」という言葉を出すか、実施場所をどこにするか、紙か WEB か、などについて校内いじめ対策委員会で検討した上で、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処について学校の基本方針に定めておくこと、アンケートの記載内容については、すべて校長が確認する体制を確実に構築することを提案する。

ア　「学校いじめ防止基本方針」に関する校内研修の充実

a　年度当初に「学校いじめ防止基本方針」の内容についての校内研修を実施し、「いじめの定義」「いじめの理解」「いじめの考え方」や「重大事態」について法的理解を深める。

b　「いじめ問題への取組総点検」を毎年実施し、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況の評価だけではなく、法、国や市の基本方針に沿った内容になっているか、実効性あるものになっているか等の視点で見直し、必要に応じて改善を図る。

イ　児童生徒や保護者、地域への「学校いじめ防止基本方針」の説明及び周知

a　「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページで公開する。また、年度初めの集会、ＰＴＡ総会や参観会、学校運営協議会、学校だより等で周知する。

b　教育委員会が作成する「保護者用リーフレット」を配布し、「いじめ」の理解や、浜松市の実態、いじめへの対処等について保護者や地域に周知することにより、保護者と連携したいじめの未然防止や早期発見につなげる。

ウ　いじめアンケートの実施方法及び確認体制の構築

a　「いじめ対応の手引き」を活用し、アンケートの内容等について校内いじめ対策委員会において検討した上で、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の分析及び組織的な対処について、学校いじめ防止基本方針に定める。アンケート実施後は、記載内容を校長がすべて確認する。

b　１人１台タブレット端末による「はままついじめアンケート」を活用し、児童生徒からのいじめの訴えを広く受け止め、「いじめ見逃しゼロ」を目指す。アラートから深刻化するリスクの高い事案を速やかに把握し、対応する。

（２）　いじめ対策委員会を機能させること

法の遵守は学校（教職員等）の義務であり、これを守らないことは「法律違反」であることに対する自覚不足が疑われる。＜略＞「いじめ対策委員会」における議論の中身や記録が重要である。

「いじめ対策委員会」が、いじめ、又はいじめの疑いのある事案に対する情

報共有とそれに基づく組織的な対応の検討、さらには対応後の検証などを行うことはもちろんだが、いじめに関わる取組事項の見直しなど、国、市、学校の基本方針に示されている「いじめ対策委員会」の役割を着実に果たしていくことを提案する。

また、いじめ防止の前提としていじめ認知が重要であることを校内の共通認識とした上で、認知件数を上げていく必要があり、校内いじめ対策委員会の①明確な定例化と事案発生時の迅速な臨時会の実施、②的確な会議録の作成、及び③校内いじめ対策委員会に基づく「いじめ認知」「23 条報告」が不可欠である。

ア　校内いじめ対策委員会の定例化と事案発生時の迅速な臨時会の実施

a　校長のリーダーシップの下、「学校いじめ防止基本方針」に沿って定期的に校内いじめ対策委員会を開催する。いじめの疑いのある事案に対する情報共有と組織的な対応の検討、さらには対応後の検証など、校内いじめ対策委員会の役割を確実に果たす。

b　いじめと疑われる事案が発生したときには、迅速に臨時の校内いじめ対策委員会を開催し、いじめ認知、情報収集、事実確認、方針決定を行う。

イ　的確な会議録の作成

校内いじめ対策委員会の会議録には、「日時」「参加者」「協議内容」等について記録する。

ウ　校内いじめ対策委員会に基づく「いじめ認知」「法第 23 条第２項に則った報告」

校内いじめ対策委員会においていじめを認知することを徹底する。また、校内いじめ対策委員会を開催するたびに認知したいじめについて、いじめ認知報告書により速やかに教育委員会に報告する。

（３）　スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）の有効活用及びそれに関すること

法第 22 条は「いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、(略)心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者」をいじめ対策委員会の構成員とするよう定めている。いじめ対策委員会に、心理や福祉等に関する専門的な知識を有する者が参加しながら対応することなどにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待されるからである。＜略＞

教員が気楽に SC や SSW に相談できる機会の確保を、SC と SSW の勤務形態の見直しを通して実現することが望まれる。

いじめという問題には、加害、被害という二者関係だけでなく、観衆や傍観

者、所属集団や学校という組織の問題があり、さらにはそこにどのような精神的な力動が隠れているのか、といった分析も重要であることは周知の事実であり、SC や SSW の力が不可欠である。しかしながら、本件ではいじめ対策委員会において SC や SSW に客観的な意見を、求めなかったという現実がある。各学校には SC や SSW との連携協働の進め方に工夫・改善を図ることを提案する。

ア　SC や SSW との連携協働の進め方の工夫・改善

a　校内いじめ対策委員会に、専門的な知識を有する SC や SSW、外部専門家（警察官経験者）等の参画を推進し、専門的な分析に基づいた客観的な意見を求める。また、児童生徒のアセスメントや直接的な働きかけを行い、必要に応じて、医療との連携を進める。

b　いじめ対策コーディネーター等が連携の窓口となり、SC や SSW が教職員の相談を受けることができるような関係づくりを深める。

２.市教委に対して

（１）報告手段の検討

市教委では、学校からのいじめ報告として「いじめ認知報告書」による月例報告を行っているが、学校からのいじめ報告の在り方の課題について「第４章 学校・市教委・浜松市の対応、第２節　市教委・浜松市の対応、(1)「いじめ認知報告書」について」で述べた。これを踏まえて以下の提案をする。

学校からの速やかな報告は、法第 24 条に基づく、その後の学校への支援、指示、調査を迅速・適正に行うための必須条件である。そのためには、現在市教委指導課が学校に提出を求めている「いじめ認知報告書」について、「速やかな」報告手段として適切であるかどうかを検討し、適切でないとすれば、学校が「速やかに」報告する手段を再検討することを提案する。

また、「速やか」かつ「正確」な報告のために、学校、市教委共に、いじめ及びいじめの重大事態の定義や対応について正しく理解する必要があろう。

学校の担当者や市教委の担当者が変わる中で、いじめ及びいじめの重大事態について正しく理解するための研修は必須である。法を根拠とするいじめ認知、いじめの重大事態への対応等について、市教委は学校を指導する立場として、学校の誤った理解に対しては疑義を呈し、指導する責務があることを忘れてはならない。

ア　「速やか」かつ「正確」に報告する手段への変更

a　「速やか」に報告するために、これまでの月例報告に加え、校内いじめ対策委員会を開催するたびに、認知したいじめについて、いじめ認知報告書による提出を求める。

b　「正確」に報告するために、イに掲げる研修を実施することで、報告者が正しい理解のもと、報告できるようにする。また、いじめ認知報告書を、いじ

め対策委員会の実施状況、解消日、保護者連絡の有無等を含めた新たな様式に変更する。

c　教育委員会は、速やかに報告内容を確認するとともに、緊急性の疑われる事案については、教育委員会から問い合わせて、事実を確認した後、直ちに適切な指導・助言を行う。

イ　いじめ及びいじめの重大事態について正しく理解するための研修の実施

a　年度初めの「校長いじめ対応研修」、年２回の「いじめ対策コーディネーター研修」を実施する。研修では、「いじめ対応の手引き」を活用し、いじめ及びいじめの重大事態の定義や対応についての正しい理解を図る。また、教育委員会への速やかかつ正確な報告の在り方や報告方法についても説明を行う。

b　指導課の指導主事が各学校を訪問し、管理職との面談を行う。その際、いじめ及びいじめの重大事態に対する理解を深めるとともに、未然防止の取組やいじめ対応の状況を確認する。また、校内いじめ対策委員会の実施状況の把握、会議録の点検を行い、必要に応じて指導・助言を行う。

（２）適切に支援すること(法第 24 条)

市教委は、管下の各学校からのいじめの報告に対し、組織として支援、指示、調査の具体を示せるように備えておく必要がある。特に、いじめ対応の大原則である「被害者保護」の在り方については、SC の派遣や支援員の配置等、できうる限りの対処をしなければならない。市教委におけるいじめ対応の担当課は指導課、SC 派遣の担当課は教育支援課であるとのことなので、両課が連携した対応が求められる。いじめ対応への支援は、担当課だけでなく、市教委全体の問題であるという受け止めが必要であり、その体制の構築を提案する。支援の具体的な例を挙げれば、いじめ対策委員会の開催の在り方（学校への SC、SSW が参加できる時間帯での委員会の設定依頼、SC、SSW に意見を求めるポイントの指摘、SC、SSW に対する委員会への参入の仕方などについての指導など）について、担当課同士の綿密な連携による現場への指導といったことも必要になってくるだろう。そのためにも市教委には、より実効的・効果的な「SC 等活用事業」の推進を目指して、市教委独自の取組を推進するとともに、国や市に対する財政的支援等のはたらきかけを強めることも提案する。

ア　教育支援課との連携

指導課及び他課に入ったいじめに関する情報を互いに共有し、連携を図りながら支援策を検討する。学校でのカウンセリングを実施するために SC を派遣したり、教育支援課の SC によるカウンセリングを実施したりする。また、必要に応じて生徒指導支援員の派遣を検討する。

イ　国や市に対する財政的支援のはたらきかけ

a　SC・SSW がいじめ対策委員会に参加できる勤務状況を実現するため、それぞれの配置人数拡充に向け、予算要求を進めていく。

b　指定都市教育委員会連絡協議会や、全国教育長連絡協議会において、国に対して財政的支援を要望する。

（３）保護者の訴えへの対応

Ｘ小基本方針に、「学校は、いじめを訴えやすい体制の充実に努め、子どもや保護者、地域住民からの訴えを真摯に受け止め」と書かれていたにも関わらず、本事案発生時、Ｘ小はＡ保護者の訴えを真摯に受け止めなかった。次にＡ保護者は市教委を頼りメールを送った。Ｘ小に訴えを受け止めてもらえなかったＡ保護者の心情に寄り添い、丁寧に話を聴き、Ｘ小への調査や対応の指示、被害者となった児童Ａへの支援などを行うことで、Ａ保護者の不安は軽減されたはずである。

いじめ対応に限らないが、受け取ったメールは組織で供覧の上、組織として誠実に回答することを旨とし、市民からの信頼に応えることを意識しなければならない。

ア　保護者の心情に寄り添った対応

浜松市いじめの防止等のための基本的な方針に則り、子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、保護者の心情に寄り添い、真摯に対応する。

イ　受信メールへの適切な対応

メール開封担当者を明確にし、関係する複数の職員でメールの内容を確認する。市民や保護者からの受信メールは組織で供覧し、誠実に回答することを徹底する。

３.調査の在り方について

（１）重大事態調査に対処するための財政基盤を整えること

調査主体事務局や第三者委員会事務局の事務処理や渉外活動等は膨大であり、関係者との連絡・調整等は、量的にも質的にも多大な労力を費やす（「感情労働」と言われる精神的負担が大きい業務内容が多い）ため、人的措置を図ることが望まれる。

このように、重大事態調査には膨大な「時（時間）・人（担当者）・物（業務量）」を要するため、自治体によっては費用捻出の目途がたたずに調査の遅滞を招いている所もあるとされる。法第 10 条には「国及び地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措

置を講ずるよう努めるものとする」とある。市教委はいじめ防止等対策のための財政的措置の要望を強力に推し進めていただきたい。

＜浜松市の具体的な取組＞

ア　市の財政的措置の要望

第三者委員会事務局の人的配置、委員の報酬に係る予算を確保し、調査主体事務局や第三者委員会事務局の事務処理や渉外活動等の労力を軽減する。

（２）重大事態の調査に係る問題点を整理して改善を求めること

ア．第三者委員会の非公開・出席制限

第三者委員会は個人情報を扱うことが多いため、本委員会では出席者は「本委員会委員及び本委員会から出席要請を受けた者」としたが、聴取調査において、対象でない人からの調査への同席希望があった。これに対応するため、本委員会では内規をつくり、「特に出席を必要と認める者」の例外規定を設け、①純粋性の担保（出席者の自由な発言を阻害する虞のないこと）、②秘密性の厳守（非公開の会であり、秘密の厳守がされること）、③公平性の確保（公平・中立の審議に影響を与えないこと）、の３要件を満たすことを出席許可の条件とした。

法定代理人である保護者や、保護者から正式に選任された代理人弁護士以外の支援者の第三者委員会への出席については、調査の公平性・中立性、調査の秘密保持の観点からも、ガイドライン等で明確に示す必要がある。

イ．重大事態の「調査主体」の決定

重大事態の調査対象について、法第 28 条には「当該学校に在籍している」と明記されている。本件の調査については、文部科学省が、「現行法において、『在籍する』は過去に『在籍していた』ものも含む。よって、調査主体は『浜松市教育委員会』である」との回答を得て調査を開始したが、卒業後相当期間が経っての調査は、資料の散逸や関係者からの聴取の困難性を伴い、調査主体に過重な負担がかかる。

「第４章 学校・市教委・浜松市の対応、第２節 市教委 浜松市の対応、(4) いじめの重大事態の調査」でも記述したが、文部科学省等にこのような実情を伝え、調査主体や調査方法等を論じる際の資料を提供することは必要であろう。

＜教育委員会の具体的な取組＞

ア　調査委員会への出席等に関するガイドラインの策定

調査の公平性・中立性、調査の秘密保持が守られるよう、調査委員会への出席等に関するガイドラインの策定を検討する。

イ　文部科学省への実情の連絡および資料提供

卒業後相当期間が経っての調査は、資料の散逸や関係者からの聴取の困難を伴い、調査主体に過重な負担がかかるという実情を文部科学省に伝えたり、資料提供したりする。